

令和 8 年度 「事前協議申請」の締め切り日について

(さいたま市開発行為の手続に関する条例 第8条第1項による事前協議申請)

【事前協議申請の締め切り日】

締め切り年月	第1回目	第2回目
令和8年 4月	3日(金) 3/3	17日(金) 3/17
令和8年 5月	1日(金) 3/31	☆22日(金) 4/21
令和8年 6月	5日(金) 5/5	19日(金) 5/19
令和8年 7月	3日(金) 6/2	17日(金) 6/16
令和8年 8月	7日(金) 7/7	21日(金) 7/21
令和8年 9月	4日(金) 8/4	18日(金) 8/18
令和8年 10月	2日(金) 9/1	16日(金) 9/15
令和8年 11月	6日(金) 10/6	20日(金) 10/20
令和8年 12月	4日(金) 11/3	18日(金) 11/17
令和9年 1月	☆8日(金) 12/8	☆22日(金) 12/22
令和9年 2月	5日(金) 1/5	19日(金) 1/19
令和9年 3月	5日(金) 2/2	

※ 原則的に、毎月2回(第1・第3金曜日)の締め切りとなりますが、月によって、異なる月があります。(☆印)また、令和9年3月は、第1回目の締め切りのみとなりますので、ご注意ください。

※締め切り右側に記載の日付は、当該締め切日に提出するための標識設置日の期限となります。

【申請・問合せ先】

西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区 における開発行為	都市計画部 北部都市計画指導課 (大宮区役所庁舎内) 電話：048-646-3184
中央区・桜区・浦和区・南区・緑区 における開発行為	都市計画部 南部都市計画指導課 (中央区役所庁舎内) 電話：048-840-6184